



岡 賃 審 第 21 号
令和 8 年 8 月 6 日

岡 山 労 働 局 長
森 實 久 美 子 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 3 日付け岡労発基 0703 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、令和 7 年 12 月 1 日発効の岡山県最低賃金（時間額 1,047 円）は令和 6 年度の岡山県の生活保護水準を下回っていなかった。

なお、当審議会として、政府に対して別紙 3 のとおり意見を具申するので、格別の対応を強く要望する。

別紙 1

岡山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
岡山県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 0 4 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙 2

岡山県の生活保護費と最低賃金について

(令和 6 年度データに基づく比較)

1 最低賃金

- (1) 件 名 岡山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1, 0 4 7 円
- (3) 発 効 日 令和 7 年 1 2 月 1 日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
1 8 ～ 1 9 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護 (令和 6 年度)
生活扶助基準 (第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費) の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (1 0 0, 9 8 9 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 7 年 1 2 月 1 日発効の岡山県最低賃金の 1 箇月換算額 (注) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められなかった。

(注) 1 箇月換算額

$$1, 0 4 7 \text{ 円 (岡山県最低賃金)} \times 1 7 3. 8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0. 8 2 4 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 1 4 9, 9 4 2 \text{ 円}$$

※令和 8 年 7 月 1 0 日に開催された中央最低賃金審議会第 2 回小委員会の資料中、別添グラフに示された比率。

別紙3

岡山県最低賃金の改正決定にあたっての附帯事項

岡山地方最低賃金審議会は、連年にわたる最低賃金の大幅な引上げにより賃上げ原資を確保することが困難な企業も少なくないなか、最低賃金引上げは、中小・小規模事業者に対する影響は大きく、賃上げに向けた強力な後押し、最低賃金引上げの環境整備が必要との認識から、次の事項について、より積極的に取り組むことを政府に強く要望する。

- 1 生産性向上・経営支援のための業務改善助成金をはじめとした各種助成金は、賃上げ支援を実現するためのものとしてさらなる要件緩和や拡充、手続きの簡便化を図り、多くの事業者が利活用しやすいものとする。また、早期交付決定にむけて審査体制等の整備を図ること。
- 2 価格転嫁・取引適正化の徹底に向けては、新たに施行された取適法（改正下請法）・振興法（受託中小企業振興法）の着実な実行、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を図ること。また、実行にあたり、関係省庁の連携強化により取引環境改善への監視などを通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資が確保できるよう、様々な取組みを強力に実行すること。
- 3 いわゆる「年収の壁」、「社会保険に関する壁」に関して、新たな制度設計、支援強化パッケージにより、労働者が就業調整せずとも安定した就労ができ、事業者においても人手不足による負担、人件費等経営環境の悪化を招かないよう労働者、事業者へのさらなる取組支援を充実させること。